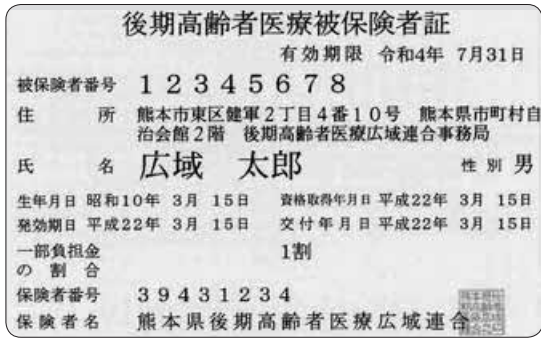


新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

新しい保険証は黄色です

水色の後期高齢者医療制度の保険証は7月31日(土)までの有効期限です。
黄色の新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。8月1日(日)からは新しい保険証を使ってください。



② 限度額適用認定証

3割負担の人で、住民税課税所得が145万～690万円(現役並み所得者ⅡとⅠの人)の人を対象に、限度額適用認定証を交付しています。

この認定証を医療機関の窓口で提示すると支払う医療費が所得などに応じて限度額までとなります。

▼ 申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、保険年金課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所で申請してください。申請するには保険証とマイナンバーが分かるものが必要です。

▼ 更新手続き

現在水色またはピンク色の認定証を持っている人で、8月1日(日)以降も交付対象になる人には、新しい認定証と保険証を送付します。更新手続きは必要ありません。

後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

保険料の納め方

▼ 特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)

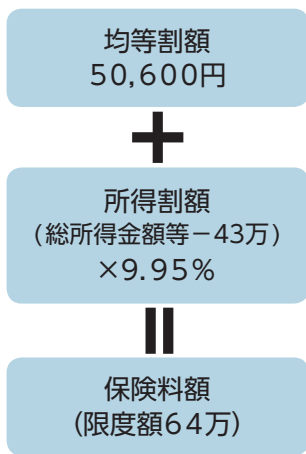
※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます。

▼ 普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月～翌年2月・毎月)

※口座振替にするには事前の申し込みが必要です。

保険料の算定方法(年額)



軽減割合	世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数※－1)以下
5割軽減	43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※－1)以下
2割軽減	43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※－1)以下

※給与・年金所得者の数とは、給与収入が55万円超または年金収入が110万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。

▼ 均等割額の軽減

均等割額は次の表のように所得に応じて軽減があります。軽減判定は当てはまる年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格所得時)における世帯状況により行ないます。詳しくはお尋ねください。

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

クリーム色の国民健康保険証は7月31日(土)までの有効期限です。紫色の新しい保険証を、世帯主宛てに7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

配達時に不在であれば郵便物などお預かりのお知らせが投函されます。その

今年度からオンライン資格確認制度(マイナンバーカードの保険証利用など)開始に伴い、番号に枝番が追加されています。

熊本市健康保険被保険者証
兼高齢受給者証

有効期限 令和4年7月31日
交付年月日 令和3年8月1日
記号 合志 番号 999999 枝番 01
一部負担の割合 2割

氏名 国保 一郎 性別 男
住所 熊本県合志市須屋 00番地00

生年月日 昭和00年00月00日
適用開始年月日 昭和00年00月00日
発効年月日 令和00年00月00日
世帯主氏名 国保 一郎

交付者住所 合志市竹迫 2140 番地
TEL 096-248-1275

保険者番号 430199
交付者名

熊本市
合志市
印

の場合は郵便局へ連絡して希望の日時に再配達してもらうか、郵便局窓口で受け取れます。

保険証が届いたら、記載された住所・氏名・生年月日などを必ず確認してください。

新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日(日)ですが、次のような場合は有効期限が短くなります。
・令和4年7月31日(日)までに75歳になる場合有効期限は満75歳の誕生日の前日

限度額適用認定証などの更新をお忘れなく

国民健康保険加入中の人で限度額適用認定証などの交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。

この認定証は7月31日(土)で有効期限が切れますので、更新手続きが必要です。

現在認定証を持っている人は更新のお知らせを保険証と一緒に送付します。必要な場合は、8月2日(月)以降に手続きをお願いします。

国民年金保険料の免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275 熊本西年金事務所 ☎(355)3261

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度が、次の3種類あります。

納付が困難なときは

▼ 保険料免除制度(全額・一部)

申請が承認されると保険料納付額の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

▼ 納付猶予制度

本人が20歳～49歳であるときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額の納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。

▼ 学生納付特例制度

本人が学生の場合に利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額の納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

いずれも、審査対象者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により適用が受けられます。離職者、震

災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく当てはまる場合があります。

また、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請できます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

手続きに必要なもの

・年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類

▼ 離職している場合

離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

▼ 学生の場合

学生証(コピー可)または在学証明書(原本)